

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川口市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01030/030/5/2977.html

執行機関名 川口市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	川口市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第47号)第2条第4号に規定する市単独住宅(以下「市単独住宅」という。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項 川口市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第47号)第2条第4号に規定する市単独住宅(以下「市単独住宅」という。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年6月4日法律第103号)第1条	川口市営住宅設置及び管理条例(平成9年9月30日条例第47号)第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	本市は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する住宅として、市営住宅及びその共同施設を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		川口市営住宅設置及び管理条例 川口市営住宅設置及び管理条例施行規則 川口市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予実施要綱 川口市営住宅の明渡し及び滞納家賃等を請求する訴訟並びに支払命令申し立て対象者選定基準